



職業転換給付金(職業訓練手当)の被災者枠の申請期限が延長になります

東日本大震災発生当時、原子力発電所の事故に伴う警戒区域等において就業されていて、当該災害で離職された方(離職後、安定的な職業に就いていない者に限る)等に係る職業転換給付金(職業訓練手当)の申請期限が2021年3月31日まで延長されました。

対象地域 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

対象者 下記のいずれかに該当する方(被災離職者等)が、就職に必要な知識、技能を習得するための公共職業訓練または職場適応訓練を受講する場合に職業転換給付金(職業訓練手当)が支給されます。

- ① 上記対象地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされた者(離職後、安定的な職業に就いていない者に限る)。
- ② 学校等を新たに卒業した者であって、上記対象地域に所在する事業所に雇用が内定したものの、その後当該災害により取消・撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定的な職業に就いていない者(当該取消または撤回後に新たに雇用される旨が約されていない者に限る)。

問 福島県産業人材育成課 ☎024-521-7829 またはお近くのハローワークへお問い合わせください。

ふくしま Voice

帰還した人、起業した人、移住してきた人の声を紹介します。

Vol.13 稲福由梨さん (田村市在住)



田村市で農産物加工場「福福堂」を運営しています。農業も営み、夫と、黒米、ブルーベリー、エゴマなどを無農薬で生産。それらを使って無添加の甘酒やジャムを製造しています。

福島県には2012年、結婚を機に移住。田植え体験会に参加したのが楽しくて通ううち、体験会を行っていた夫と結婚することに。結婚式は2011年3月12日でしたが、直前に震災が起きたため1年間は地元の東京から田村市へ通っていました。

そんな中で加工場を立ち上げたのは、地域の役に立ちたかったからです。周辺農家の作物が取れすぎた際もジャムなどに加工すれば保存が可能。栄養士として働いた経験や調理師免許を復興のために生かしたかったんですね。

震災後は県産品の風評被害も多く、「県外から来た私が復興のために行動しなければ」という思いもありました。当初は不安もありましたが「私がやらなければ」という気持ちの方が強かったですね。田村市で使われていた給食調理用設備が安く入手できたこと、政府の助成が受けられたことも後押しになり、2013年に勢いで始めることになりました。現在は6次化商品開発や小学生への講師などにお声掛けいただくこともあります。今後も農産物加工を通し、県産品の美味しさや安全性を伝えることで復興を後押ししていきたいです。

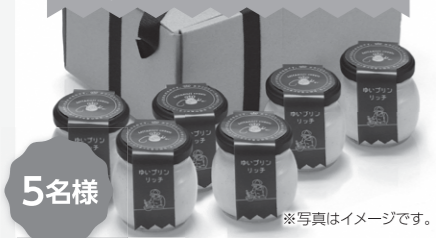
加工場で商品製造に取り組む稲福さん



福福堂で作る商品群 一番人気は黒米甘酒



プレゼントが当たる！ 読者アンケート



福島県の素敵な産品を 抽選でプレゼント！

今回のプレゼント

ゆいプリンリッチ

みやこスイーツゆい提供 (田村市)

名産の都路たまごを使った 滑らかな美味しさです。

郵便はがきに必要な事項をご記入の上、お送りください。

960-8670

福島県庁 避難者支援課 「今が分かる新聞」係

- ① アンケートの回答
- ② 記事の感想、今後取り上げてほしい情報、その他ご意見など
- ③ 住所・氏名・年齢・電話番号

アンケートの質問

あなたが誇る 地元福島の魅力は？ (人柄・自然・産品など)

どしどし 応募してね!

締切 2020年 6月30日(火) ※当日消印有効 ※個人情報商品の発送にのみ使用いたします。

故郷とあなたをつなぐ情報紙

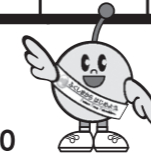
ふくしまの

が分かる

新聞

vol.79

発行：福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4250



令和2年5月19日(火) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

福島県からの お知らせ

新型コロナウイルス関連情報

現在新型コロナウイルス感染が国内外において急増している状況にあるため、今号では各種相談窓口等をお知らせします。

新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧 (令和2年4月21日現在)

<資金等に関する相談>

資金等	相談窓口	電話番号等	受付時間
生活福祉資金 (緊急小口資金等) 特例貸付	お住まいの各市町村社会福祉協議会 避難している方は住民票に記載されている市町村の社会福祉協議会		
雇用調整助成金	ハローワーク・労働局	雇用調整助成金等事務センター TEL:024-529-5681 ハローワーク福島 TEL:024-534-4121 ※県内のハローワークでも相談を受け付けています	月～金曜日(土日祝を除く) 午前8時30分～午後5時15分
休業要請や 外出自粛要請に関する相談	福島県緊急事態措置 コールセンター	TEL:024-521-8643	毎日(土日祝を含む):午前9時～午後6時
特別定額給付金(仮称)	総務省 コールセンター	TEL:03-5638-5855	午前9時～午後6時30分(土日祝を除く)
労働相談関係	福島県雇用労政課HPでご確認ください。		

<新型コロナウイルス感染症に関する県の対策や予防法などの相談>

相談窓口等	電話番号等	受付時間
福島県 一般相談(コールセンター) ※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。	TEL:0120-567-177 FAX:024-521-7926	平日:午前8時30分～午後9時 土日祝:午前8時30分～午後5時15分
厚生労働省相談窓口	TEL:0120-565653	毎日(土日祝を含む):午前9時～午後9時
こころの電話(福島県精神保健福祉センター)	TEL:024-535-5560	平日:午前9時～午後5時

※上記の相談窓口はHPでも掲載しています。 [福島県 新型コロナウイルス](#) 検索 ※県外にお住まいの方は、お住まいの各都道府県庁にご確認ください。

<感染が疑われる方からの相談>

相談窓口	電話番号	受付時間
帰国者・接触者相談センター	TEL:0120-567-747	毎日(土日祝を含む):24時間

※感染が疑われる方は医療機関を受診する前にご連絡ください。

※感染が疑われる症状や対応等、問い合わせ先については、HPにも掲載しています。 [福島県 新型コロナウイルス](#) 検索

※県外にお住まいの方は、お住まいの各都道府県庁にご確認ください。

<県外に避難されている方の生活再建等に関する相談>

福島県では、避難されている方の生活再建等に向けた相談窓口を全国26カ所に設置しています。新型コロナウイルス感染症の拡大による不安も含め、生活面での困りごとなどがあれば、お近くの生活再建支援拠点に電話またはメールでご相談ください。

※上記相談窓口は、HPに掲載しております。 [ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点](#) 検索

新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪徳商法への相談

新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪徳商法への相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。おかしいと思ったときや心配なときなどは、お近くの消費生活センターまでご相談ください。

目次

特集1

葛尾村の「特定復興再生拠点区域 復興再生計画」

特集2

避難指示解除3町の最近の動き

- 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターからのお知らせ
- 福島県復興公営住宅の入居者募集について
- 読者アンケート&プレゼント



復旧・復興



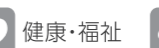
原発関連



原発賠償



住宅



健康・福祉



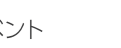
教育



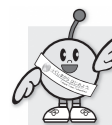
就職



子育て



観光・イベント



ふくしまをもっと 分かってほしい...

バックナンバーもチェック!

福島 今が分かる新聞

検索



特集 1

葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

2017年の双葉町、大熊町、浪江町に続き、2018年には3月に富岡町、4月に飯館村、5月に葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国の認定を受けました。今回は2018年に認定されたもののうち、葛尾村の現状や計画の内容について紹介します。

特定復興再生拠点区域復興再生計画とは

2017年の福島復興再生特別措置法改正により、帰還困難区域を抱える市町村は、避難指示の解除、住民の帰還等を目指す区域（特定復興再生拠点区域）を定められるようになりました。この区域の復興・整備推進計画を「特定復興再生拠点区域復興再生計画」といい、国の認定を受けることで、道路、上水道等のインフラ復旧や除染、家屋解体等が一体的に行われます。

計画の内容

概要	
計画期間	2022年9月末まで
避難指示解除の目標	2022年春頃
居住人口目標	約80人
区域面積	約95ha
営農者数の目標	4戸+2事業者

概要

意義・目標

葛尾村野行地区において、村の掲げる「エコ・コンパクトビレッジ」の理念のもと、特定復興再生拠点区域を定め、～自然と共存し、一人ひとりの笑顔がみえる持続可能なふるさと「かつらお」～の実現を目指します。



中心地区再生ゾーン

集会所など地域の人々の交流拠点を整備し、コミュニティの維持、継続につなげます。

農業再生ゾーン

農用地等の利用環境を復旧、整備し、震災前の村の中心産業であった農業、畜産の再生を図ります。

【特定復興再生拠点区域に含まれる施設】

区域内インフラ復旧整備に必要な施設（電気、通信、農業水利施設等）、県道浪江三春線、村道柏原阿掛線、林道野行大笹線、村道野行岩角線、村道落合下野行線

葛尾村の現状

住民登録人口 (2011年3月11日現在)	1,567人
住民登録者数 (2020年4月1日現在)	1,387人 (県内避難者891人、県外避難者59人)
村内居住者数 (2020年4月1日現在)	437人

避難者の状況

区域の設定状況

2016年 6月12日	避難指示解除準備区域 居住制限区域の 全域解除
現在	帰還困難区域 (野行行政区)



生活インフラ整備状況 (2020年4月1日現在)

商業施設	●ガソリンスタンド2軒、自動車整備工場2軒、一般雑貨1軒、理美容店2軒、コンビニエンスストア1軒、飲食店2軒が営業中	医療・福祉	●葛尾歯科診療所が週3日診療中 ●葛尾村診療所が週1回診療中 ●田村市立都路診療所への交通支援無料サービス運行中 ●病院の送迎車等により、郡山市、三春町、田村市の医療機関に通院可能 ●保健師、看護師による戸別訪問等の健康調査を実施中 ●葛尾村社会福祉協議会が帰村高齢者等の見守り訪問、デイサービス事業を実施中 ●村指定の民間事業者が三春町内にグループホームを開設
教育	●葛尾幼稚園が再開 ●葛尾小学校が再開 ●葛尾中学校が再開		
交通機関	●村内と三春町を連絡する交通支援バスを運行中 ●広域幹線バス「船引-葛尾線」運行中		交流施設

特集 2

避難指示解除3町の最近の動き

2019～2020年にかけて避難指示区域が一部解除された大熊町、双葉町、富岡町の3町について、最近の動きをご紹介します。

双葉町

双葉町産業交流センター、夏の開業に向けて建設工事が進む

3月7日に常磐双葉IC供用開始、3月14日には新双葉町駅開業。常磐双葉ICと中野地区復興産業拠点を結び復興シンボル軸も一部で供用開始し、産業拠点内の産業交流センターは、2020年夏頃の開業を目指し建設工事が進められています。



建設中の双葉町産業交流センター(右)

大熊町

各種課題への取り組み加速、福祉関連施設が開所

大熊町新庁舎では昨年5月に業務が開始され、復興への足掛かりとして各種課題への取り組みを加速させています。復興公営住宅や再生賃貸住宅の入居もスタート。今年4月には福祉関連施設が開所しました。



福祉関連施設

富岡町

常磐線の全線再開通により、交流人口の拡大に期待

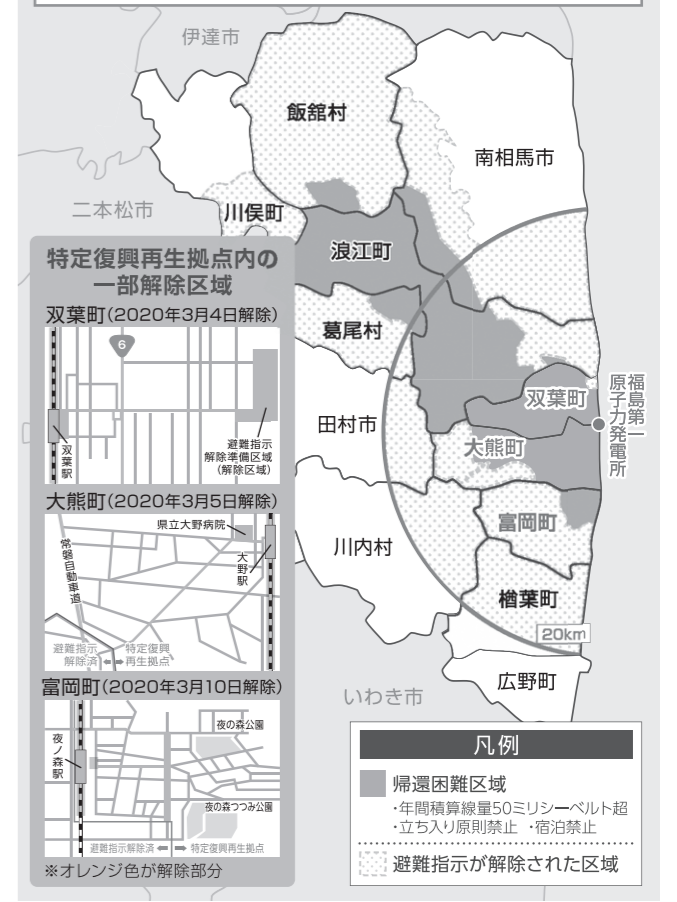
帰還困難区域の避難指示一部解除とJR常磐線の全線再開通で、今後の交流人口の拡大が期待され、また、今年度からの富岡産業団地の供用開始によって、新たな産業と雇用の創出、更には町内への移住定住が見込まれます。



JR夜ノ森駅

避難指示区域の概念図

※2020年3月10日時点 双葉町、大熊町、富岡町の避難指示区域の解除後





文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターからのお知らせ

令和2年4月1日より、一部の支所の開所日と所在地が変わりました。 ※下線部が変更点です。

- 福島事務所：月～金(郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階)
- 県北支所(来所の際はあらかじめフリーダイヤルにお電話ください)：月、水、金(福島市霞町1-52 福島市市民会館503号室)
- 会津支所：火、木(会津若松市追手町7-5 福島県会津若松合同庁舎新館2階ミーティングルーム2)
- いわき支所：月、火、木、金(いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル4階)
- 相双支所：月～金(南相馬市原町区本町2-1 南相馬市役所北庁舎2階)

※開所時間は各支所ともに午前9時～午後5時です。

地方公共団体や関係団体と連携しながら、説明会への協力や広報活動を推進し、適切な賠償が実現されるよう努めてまいります。

これまでに、多くの和解が成立しています。令和元年12月末時点で約24,000件を超える案件が終了しており、このうち、8割以上が和解成立に至っています。ADRセンターは、原発事故による東京電力への損害賠償請求について、和解の仲介を行っています。どなたでも申立てができます。ぜひご利用ください。



ADRセンターウェブサイト

問 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター) ☎0120-377-155(平日：午前10時～午後5時)



「ふくしまの今とつながる相談室toiro」

(一般社団法人
ふくしま連携復興センター)

「ふくしまの今とつながる相談室toiro」では、県内外に避難されている方を対象に、電話や対面での相談、相談窓口の紹介や、ふくしまの今を伝える人材の派遣などを行っています。お気軽にご連絡ください。

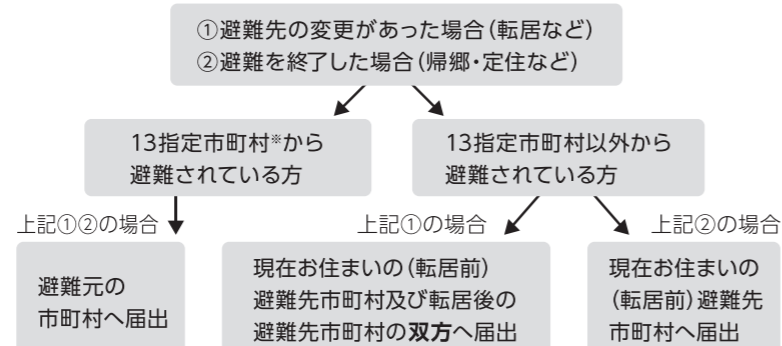


☎024-573-2731
(月、水、金曜日 午前10時～午後5時
(祝日・年末年始を除く))



避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実にお届けできるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。



※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村



近隣6県へ教員を派遣しています

福島県教育委員会では、近隣6県に7名の教員を派遣し、学校の教育活動を行いながら、避難児童、生徒の学習の支援や心のケアにあたっています。派遣教員に相談等がありましたら、派遣教員の配置校へご連絡ください。

問 教育庁義務教育課 ☎024-521-7761

※配置校で学級担任や授業を担当しておりますので、お電話は放課後の時間帯にお願いします。

派遣先	職名	氏名	配置校	電話番号
宮城県	教諭	大越 司	丸森町立丸森中学校	☎0224-72-2145
山形県	教諭	福地 誠志	米沢市立第四中学校	☎0238-23-2856
栃木県	教諭	中村 直樹	小山市立大谷北小学校	☎0285-22-0268
茨城県	教諭	山本 仁士	水戸市立見川中学校	☎029-241-2309
埼玉県	教諭	五十嵐 友子	加須市立騎西小学校	☎0480-73-0004
新潟県	教諭	小野里 武	柏崎市立第三中学校	☎0257-23-2821
新潟市	教諭	吉田 泰作	新潟市立鳥屋野中学校	☎025-285-7201



令和2年度 福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

対象の方

- 避難指示区域等から避難されている方
 - 避難指示が解除された区域に平成23年3月11日に居住していた方
 - 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
 - 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」の方
- ※いずれの方も住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細(対象団地、応募要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。また、入居支援センターのホームページ等でも詳細をお知らせします。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター

☎024-522-3320

復興公営住宅 入居 検索

募集期間及び入居予定

第2回	令和2年6月1日(月)～6月9日(火)→8月以降入居予定
第3回	令和2年8月3日(月)～8月12日(水)→10月以降入居予定
第4回	令和2年10月1日(木)～10月9日(金)→12月以降入居予定
第5回	令和2年11月26日(木)～12月4日(金)→2月以降入居予定
第6回	令和3年2月1日(月)～2月9日(火)→4月以降入居予定

高速道路無料措置の延長について

警戒区域等に居住されていた方 令和3年3月末まで延長されました

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年より、避難者の一時帰宅等を支援する目的で実施されています。

現在、通行の迅速化と携帯性等の利便性向上のため、平成30年7月1日よりカード(ふるさと帰還通行カード)による通行へ完全移行しています。従前からの被災証明書等の提示による通行はできなくなっておりますので、申請がお済みでない方は、お早めに各市町村へ手続きを行ってください。

母子避難者等 令和3年3月末まで延長されました(更新手続きは不要です)

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年より、避難して二重生活となっている家族(※)の再会を支援する目的で実施されています。

注意 現在証明書をお持ちで、次に該当する世帯の方は、所定の手続きを行ってください。



手続きが必要な場合	必要な手続き
避難元の市町村へ帰還された場合	無料措置の対象外となるので、避難元市町村に証明書を返却してください。
子どもが令和元年度中に満18歳となった場合 ①子どもが満18歳となった方のみの場合 ②①以外で支援対象となる子どもが避難している場合	①避難元市町村に証明書を返却してください(無料措置は令和2年3月末まで)。 ②支援対象の子どものみを記載した証明書の再発行を避難元市町村に申請してください。
証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	証明書を発行した避難元市町村へ再申請してください(書き換えのされていない証明書は無効です)。

※対象は、震災発生時に福島県中通り及び浜通り(警戒区域等を除く)に居住しており、避難して二重生活となっている母子避難者等(妊婦を含む)及び対象地域内に残る父親等であって、かつ、避難する子どもが18歳以下であること。

問 [全体に関すること] 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

[カードの申し込みに関すること] 各市町村 避難者 高速道路無料 検索